

動物愛護管理のあり方検討小委員会

林 良博 委員長殿

熊本大学生命資源研究・支援センター

センター長・教授 浦野 徹

実験動物と動物実験に関する意見書

まず初めに、本日の第24回動物愛護管理のあり方検討小委員会を欠席し、かつ、このような形で私の意見を申し述べさせて戴きます事を深くお詫び申し上げます。個人的な事情ではありますが、さる10月8日に突然に大動脈解離を発症して熊本大学医学部附属病院に緊急入院し、その後、絶対安静の状況で入院加療を続けて現在に至っています。そこで、大変に申し訳ありませんが、先ほど申し上げました通り、本書類にて以下の意見を申し述べさせて戴きます。

先の、9月28日に開催されました第21回小委員会の席に、ヒアリングにお出で戴きました名古屋大学の医学部長である祖父江先生から、ご自身の臨床医であり、かつ動物実験を行う研究者の立場から、糖尿病、脳卒中、認知症等の難病について解説され、これらの難病の患者会が求めている新規治療法の一日も早い開発が待たれている状況、そしてその中で実験動物を用いた動物実験が極めて重要である旨のご発言がありました。さらに、研究者サイドでの3Rの遵守状況などについてもご発言がありました。これらのうちの特に実験動物を用いた動物実験の重要性及び3Rの遵守状況につきましては、ヒアリング後に続けて行われました本委員会での議論の中で問題視する発言がありませんでしたので、これらの点につきましては本委員会においてご理解・ご了解戴いたと判断し、そこでこれ以上の言及はいたしません。

むしろ、9月28日の第21回小委員会での論点は、動物実験に関して現状の自主管理を今後も継続するのか、それとも、動物愛護管理法を見直して新たに登録制等を導入するのかについてと判断します。そこで、この点を中心にして以下に意見を述べさせて戴きます。

1. 我が国における自主管理の仕組み構築のための経緯について

ご存知のように、我が国は動物の親法である「動物の保護及び管理に関する

法律」を1973年に初めて制定し、これに基づき、1980年に「実験動物の飼養及び保管等に関する基準」が告示され、そして1987年に「大学等における動物実験について」が文部省から通知され、この通知文に基づいてそれぞれの機関毎に動物実験に関する機関内規定を制定し、自主管理の礎を築きました。すなわち、今をさかのぼる約24年前から、我が国の動物実験については自主管理の道を歩み始めたと言えます。

その後、現在の自主管理の形を整える事となったのは、7年前の2004年に日本学術会議から提言された「動物実験に対する社会的理解を促進するために」がきっかけとなり、その2年後の2006年に「動物愛護管理法」、及び「実験動物の飼養保管基準」の改正・施行、さらに文部科学省、厚生労働省、農林水産省から告示された動物実験の実施に関する基本指針」及び日本学術会議が「動物実験の適正な実施に向けたガイドライン」を策定しました。これらの規制を踏まえて、各機関の長の責任の下に、機関毎に機関内規程の策定、動物実験委員会の設置、教育訓練、ホームページ等で情報公開、自己点検・評価、さらに外部評価（第三者評価）を行って、動物実験については研究機関ごとに適正に自主管理しているところです。念のため申し添えますが、各機関で定めた機関内規定の内容は、上述の動物実験委員会の設置等の動物実験に関する項目は無論の事、さらに動物愛護管理法の中の3R及び実験動物の飼養及び保管基準の中に唱われている項目も含まれた規制となっています。

以上のような実験動物の福祉向上と動物実験の適正化の現在の枠組みを構築したのは、5年前の2006年当時、自民党、公明党、民主党などの議員の方々、環境省や文部科学省等の省庁関係者、日本学術会議等の科学者、実験動物と動物実験に係わる専門家、及び一部の動物愛護団体の方々等が検討して合意した結果であり、このことによって現在も自主管理の道を着々と推進している途上にあります。

2. 実験動物施設に対する外部からのチェックシステムについて

次に、各機関で行われている動物実験に対する外部の目線によるチェックについては、外部評価あるいは第三者評価システムにより、文部科学省関係では国立大学法人動物実験施設協議会と公私立大学実験動物施設協議会の合同のプログラム、厚生労働省関係ではヒューマンサイエンス振興財団、農林水産省関係では日本実験動物協会によりそれぞれ毎に行なわれています。外部評価のチ

チェック項目は、「1. 動物実験委員会、動物実験、安全管理、実験動物の飼養保管などの体制整備状況」、「2. 機関内規定、動物実験委員会、動物実験実施体制、安全管理、実験動物の飼養保管、教育訓練、自己点検・評価、情報公開などの実施状況」、について、当該機関以外の第三者の、かつ実験動物に関する専門的な視点から、書面調査、訪問調査によるチェックが行われているところです。そして、これらの外部評価の結果は、大学関係では文部科学省の基本指針に従い、適宜、それぞれの機関毎にインターネットの利用、年報などの方法で公開しています。

次に、それぞれの機関の内部で行われているチェックシステムを述べます。各機関の内部においては、動物実験委員会が実際の責務を果たしており、この委員会は3つのグループの委員、すなわち、第一は動物実験を行う研究者、第二は実験動物の専門家、第三はその他により組織されています。このうちの第三のその他の委員としては、例えば熊本大学では実験動物と動物実験に無関係な倫理学の教育研究者が委員となっています。これらの動物実験委員会により、機関内の全ての動物実験の計画書と飼育室等について種々の角度から極めて厳格に審議され、承認された場合だけ動物実験が許可されます。

3. 自主管理制度を日本全体に周知・徹底することについて

我が国における実験動物施設の所在等は所管省庁及び日本実験動物学会等の関連学会や協会によって、その全てが把握されています。

これに基づき全ての実験動物施設を対象にして自主管理体制を周知・徹底していく事が重要ですが、この場合、例えば私のような実験動物の専門家がいる機関においては極めて早いスピードで行われているのに対して、我が国全体を見渡すと実験動物の専門家がいない小さな機関や、あるいは文部科学省等の3つの省庁以外の研究機関においては、実際に自主管理の仕組みを構築する事に遅れが生じており、そのため我が国における自主管理体制の普及の度合いにはかなりの温度差が生じています。そこで、このような事態を解決するために、すなわち自主管理体制を我が国全体に周知・徹底するために、実験動物の専門家が指導助言する事による初心者教育が重要と位置づけ、この活動の一環として、日本実験動物学会が主催して、環境省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省などの後援によるセミナー「動物の福祉および動物実験に関する法令対応-必要な具体的対応策の紹介-」が全国各地を巡回して開催されています。また、

日本実験動物学会のホームページ上では、Eラーニングコンテンツ「動物実験の実践倫理」を公開し、誰でもいつでも我が国の法規制と自主管理、実験計画の立案と審査、課題と対応について学べる仕組みを構築して周知・徹底を踏っています。さらに、文部科学省等の省庁が、直接、指導助言も行っています。

以上のように、実験動物施設の所在等を単に把握するだけでは無意味で、次のステップとして実験動物や動物実験について指導助言する科学者集団等の母体と省庁との連携により、我が国全体のレベルアップを踏む事が重要です。

4. 実験動物施設が適正であるかの審査の内容について

そもそも、実験動物は再現性の高い正確な動物実験の成績を得る事を目的にしている動物であることから、本委員会で主に議論の対象となっている愛玩動物とは全く別次元の動物です。そのため、実験動物を飼育及び実験するための施設が適正であるか否かを審査する内容及び審査員は実験動物学の知識と技術と経験を有する専門家により行われる事が必須あり、愛玩動物等とは全く異なります。

具体的な審査の一例を示すと次のごとくです。例えば、本小委員会でもしばしば議論として登場する飼育環境についてですが、飼育室内の温度や臭気等を数値化して出来るだけ簡略化した方法を用いれば、愛玩動物の飼育環境の適否について誰でも判断できるのではないかと検討されました。この点について、実験動物領域ではどのように行うかを説明します。

実験動物の領域の環境に関しては、愛玩動物と異なり大きく6つの角度から検討する必要があります。第1は気候因子で、これは温度、湿度、気流、換気、照明、音、臭気、塵埃等があげられ、これらは世界的なレベルで実験動物の種類ごとに目標値を定め、それを参考にして検討します。第2は住居因子で、ケージの大きさや材質、ケージ内の床に敷き詰める床敷（とこじき）の素材、等があげられます。第3が栄養因子で、定められた成分により作製された飼料及び成分分析、飲水の殺菌・滅菌の処理があげられます。第4は同居動物因子で、動物種や性別、年齢、飼育密度等があげられます。第5は飼育実験因子で、飼育管理の方法や実験処置の方法があげられます。第6は微生物因子で、実験動物での病原微生物の保有状況等があげられます。そして、実験動物施設の適性を把握するためには、まずは動物実験の研究目的と方法を十分に考慮した上で、次にこれらの6つの環境因子について専門知識と経験に基づき総合的に分

析して判断する事が必須となります。従って、例えば本小委員会の愛玩動物で議論されているような温度や臭気の数値だけで判断する事は不可能で、しかも、この判断は先ほども言いましたように、実験動物学の知識と技術と経験を有する専門家でないと絶対的に無理です。例えば、仮に動物愛護管理法に実験動物施設の登録制等の仕組みが新たに導入された場合、対象とする実験動物施設の審査のために立入りした地方自治体の職員によって、動物実験の研究目的と方法を十分に考慮した上で環境因子が適正であるかを判断する事となりますが、地方自治体の職員においては実験動物学の知識と技術と経験を有するとは思われませんので、絶対的に不可能と言っても過言ではありません。

5. 東日本大震災における実験動物領域の被害状況について

東日本大震災について述べる前に、まず初めに、この種の震災発生時の実験動物関係の規制について述べます。環境省告示の「実験動物の飼養保管基準」の中の「第3 共通基準」の第3項(3)の「逸走時の対応」において、「管理者等は、実験動物が保管設備等から逸走しないよう必要な措置を講じること。また、実験動物が施設外に逸走した場合には、速やかに関係機関への連絡を行う事」と唱っています。また、それに続く第3項(4)の「緊急時の対応」においては、「管理者は、関係行政機関との連携の下、地震、火災等の緊急時に採るべき措置に関する計画をあらかじめ作成する」事が唱われており、従って、各機関における機関内規定でも、当然の事ながらこれらの「逸走時の対応」及び「緊急時の対応」については定めてあります。

これにより、東日本大震災発生時には、あらかじめ対策してあった「逸走時の対応」、すなわち、外部への逸走を防ぐために何重もの逸走防止対策が講じられていた事により、一部の飼育ラックの移動や転倒、ケージの落下等のトラブルが発生しましたが、しかし、飼育室さらには施設の外に動物が逸走した事例は一件もありませんでした。

次に、「緊急時の対応」の具体的な事例の一つを紹介します。すなわち、東北や関東地方に存在するそれぞれの実験動物施設と国立大学動物実験施設協議会などの組織との間で被害状況の把握と連絡が行われ、また、大震災により不足した飼育器材等の物資の救援活動も行われました。さらに、例えば大学関係は所管の文部科学省への被害状況の報告等も行われました。以上のような対応により、東日本大震災のごとくの極めて大きな震災に対して、国民生活に影響を

及ぼすような事例は一件もありませんでした。また、東日本大震災における各機関の状況について関係省庁への連絡も行われており、その結果、環境省や文部科学省等の関係省庁は、実験動物領域においては全く問題が生じていなかった事を確認・認識しています。

6. 動物愛護管理法において実験動物と動物実験については現状の自主管理を今後も推進すべきとの見解について

2006年に新たに構築された自主管理の仕組みは国際的にも認知されており、自主管理体制の普及、周知は実験動物領域の専門家やそれぞれの省庁によって着実に進められ、その実効性を担保する第三者評価制度も所管省庁の指導の下で構築され、動物実験の適正な実施は格段に進展していると判断されます。この判断は、我が国で実験動物を用いた科学研究を推進している研究者、すなわち、日本医学会を初めとして日本学術会議、日本再生医療学会、日本生理学会、日本神経科学会、日本免疫学会及び国立大学医学部長会議が支持を表明しています。さらに、実験動物の専門家である科学者集団の日本実験動物学会を初めとする、国立大学法人動物実験施設協議会、公私立大学実験動物施設協議会、厚生労働省関係研究機関動物実験施設協議会、日本製薬工業協会、日本実験動物協同組合、日本実験動物協会及び日本実験動物技術者協会などの多くの団体も同様に、今後も自主管理体制を推進すべきとの見解を示しています。因に、後者の日本実験動物学会等の多くの科学者集団は、我が国の自主管理体制を倫理的及び科学的に推進していく際の指導・助言する母体として、活発な活動を展開しています。

これらの多くの組織の考えは、第一に我が国の研究者集団のほとんどが現在の自主管理体制を評価し、その推進に極めて協力的である事、第二に、実験動物の専門家である日本実験動物学会等の科学者集団が自主管理体制を周知徹底していく母体となって強力に推進している構造が、既に我が国に構築され実行に移されている事を意味しています。

以上から、今回の動物愛護管理法の見直しにおいては、実験動物関係は見直す必要は全く無く、むしろ、現状の自主管理体制を今後も着実に推進していく事が重要であり、これにより、我が国の実験動物を用いた科学研究が欧米と互角に行っていけると判断します。以上です。